

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

労働安全衛生法第59条第3項、酸素欠乏症等防止規則第12条の規定により、酸素欠乏症や硫化水素中毒の危険がある場所では酸素欠乏等危険作業の特別教育を修了した者でなければ、従事させることはできません。

当協会では下記日程で標記特別教育を実施しますので、この機会に受講いただけますようご案内いたします。

【対象業務】酸素欠乏症等防止規則に定められた第2種酸素欠乏危険作業に係る業務

酸素欠乏危険作業には第1種と第2種があり、当講習は第2種（酸素欠乏症または硫化水素中毒のおそれがある作業）に従事する作業者を対象としています。また、この講習は第1種の教育内容も含んでいます。

※ 労働安全衛生法施行令別表第6 ※ 酸素欠乏症等防止規則第2条

記

日 程	2020年 7月 13日（月曜日） 9:50 ~ 16:40		
会 場	西予市教育保健センター 4階 無料駐車場（西予市役所） 西予市宇和町卯之町 3-439-1 ☎ 0894-62-6415		
科 目 時 間	1. 酸素欠乏等の発生の原因	1 時間	教育時間は教育 規程に定められた 時間で、休憩時間等 を含みません。
	2. 酸素欠乏症等の症状	1 時間	
	3. 空気呼吸器等の使用の方法	1 時間	
	4. 事故の場合の退避及び救急蘇生の方法	1 時間	
	5. 関係法令等	1.5 時間	
受講料	会員	7,920円	（受講料 6,600円、テキスト代 1,320円）消費税込
	一般	11,220円	（受講料 9,900円、テキスト代 1,320円）消費税込
申込期限	定員 30名 ※開催日の2週間前、定員に達した時は期限内でも締め切ります。		
申込み先	(公社)愛媛労働基準協会八幡浜支部 八幡浜市江戸岡 1-1-14	TEL. (0894) 22-2296 FAX. (0894) 22-2281	
	(公社)愛媛労働基準協会宇和島支部 宇和島市丸之内 1-3-20 パスセンター 2階	TEL. (0895) 25-8867 FAX. (0895) 24-1339	
	1) お近くの(公社)愛媛労働基準協会各支部で申込出来ます。 2) 郵送時は返信用封筒及び 84円切手を同封して下さい。		
修了証	全科目受講した方に交付します。 事業者には受講証明書を発行します。(3年間保存義務)		
その他	1. 遅刻した方は入場をお断りします。 2. 納入した受講料は欠席の場合でも返戻できません。 3. 複数名受講の場合は、裏面の受講申込書をコピーしてご利用下さい。 4. 受講者が10人以下の場合は開催を延期又は中止する事が有ります。		
問合せ	(公社)愛媛労働基準協会八幡浜支部 TEL. (0894) 22-2296 ※ 講習の詳細は、(公社)愛媛労働基準協会HP「特別教育」でも確認できます。		



(第 2 種 酸素欠乏危険作業) 特別教育講習受講申込書

※修了証番号		※受付番号	八 字
受講日	2020年7月13日(月) 9:50~16:40 (西予市教育保健センター)		
フリガナ	姓	名	
受講者氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (歳)
現住所	〒 () - () *住所は番地まで正確に記入して下さい。 都道 市 府県 郡 連絡先電話 (- -)		
※受講資格	特になし		
記載内容は事実に相違ないことを関係書面等で照合し、確認したことを証明します。			
年 月 日			
〒 () - ()			
所在地			
事業場名 印			
連絡先電話 (- -)			
会員・一般の別	会員 ・ 一般	申込日	2020年 月 日

切り取り線

受 講 票				
第 2 種 酸素欠乏危険作業に係る特別教育				
※受講 番号		※受付 番号	八 字	
受講者 氏 名				
受 講 年月日	2020年 7月13日(月) 9:50~16:40			
講 習 会 場	西予市教育保健センター 4階 宇和町卯之町3-439-1 ☎0894-62-6415			
※1	※2	※3	※4	※5

受講票は、受付に提示し、受講中は机上に置いてください。

テキスト当日渡し (公社) 愛媛労働基準協会

領 収 書

殿

〒

(酸素欠乏危険作業) に係る
特別教育受講料及びテキスト代金

名分

上記金額領収いたしました。

2020年 月 日

(公社) 愛媛労働基準協会

支部